

公布された条例のあらまし

○佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（条例第 23 号）

1 佐賀県県税条例の一部改正

- (1) 自動車税の環境性能割を廃止することとした。（条例第 1 条の規定による第 5 条、第 8 条、第 28 条、第 110 条、第 110 条の 2、第 110 条の 3、第 111 条の 2～第 111 条の 12 及び附則第 18 条の 7～附則第 18 条の 9 関係）
 - (2) 種別割の名称を、自動車税に改めることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 5 条、第 8 条、第 110 条、第 111 条、第 112 条～第 114 条、第 115 条～120 条の 2、附則第 19 条及び附則第 19 条の 2 関係）
 - (3) マンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有する場合には、収益事業課税の対象とすることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 30 条関係）
 - (4) 公益信託に関する法律の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金控除の対象とすることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 34 条の 2 関係）
 - (5) 個人の県民税に係る公的年金等受給者について、扶養親族等申告書の提出義務者の範囲を拡大することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 35 条の 6 関係）
 - (6) 納入された利子割額に相当する額に地方税法施行令で定める率を乗じて得た額に、都道府県相互間での精算額を加減して得た額の 5 分の 3 を、市町の個人県民税額に応じて按分し交付することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 46 条の 10 関係）
 - (7) 不動産取得税の免税点を引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 59 条関係）
 - (8) 個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を延長することとした。（条例第 1 条の規定による附則第 5 条の 6 関係）
 - (9) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例について、適用期間を延長することとした。（条例第 1 条の規定による附則第 9 条関係）
 - (10) 不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例について、適用期間を延長することとした。（条例第 1 条の規定による附則第 17 条の 3 関係）
 - (11) 軽油引取税の税率の特例及び揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止に関する規定を廃止することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 18 条の 5、附則第 18 条の 6 及び附則第 26 条関係）
 - (12) 自動車の燃費性能や経過年数に応じて自動車税の税率を軽課又は重課する措置について、適用期間を延長することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の附則第 19 条関係）
- 2 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和 5 年佐賀県条例第 26 号）について、所要の改正を行うこととした。（条例第 2 条関係）
- 3 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例について、種別割の名称を、自動車税に改めることとした。（条例第 3 条関係）
- 4 過疎地域における県税の課税免除に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（条例第 4 条関係）

- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この条例は、規則で定める日から施行することとした。ただし、1(3)は令和8年4月1日から、1(4)は令和9年1月1日から、2及び4は公布の日から、5の一部は佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（令和5年佐賀県条例第26号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日又は公布の日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。